

## 【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当については、特例水準の段階的な解消（平成 26 年 4 月以降は▲0.7%）とあわせて、0.3%の引下げとなります。

\* なお、平成 12 年度以降、物価下落時に据置き措置が採られた経緯から生じているこれらの手当の特例水準（1.7%）について、年金と同様に、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で解消することとしています。これにより、平成 26 年度分の手当額は、0.7%引き下がることとなります。（解消のスケジュールは、H25. 10. ▲0.7%、H26. 4. ▲0.7%、H27. 4. ▲0.3%）

			平成 25 年 10 月 ～26 年 3 月 (月額)	平成 26 年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子 1 人、全部支給の場合	41,140 円	41,020 円 (▲120 円)
②	障害者などに対する 給付 ※ 1	特別児童扶養手当	(1 級) 50,050 円 (2 級) 33,330 円	(1 級) 49,900 円 (▲150 円) (2 級) 33,230 円 (▲100 円)
		特別障害者手当	26,080 円	26,000 円 (▲80 円)
		障害児福祉手当	14,180 円	14,140 円 (▲40 円)
③	原子爆弾被爆者に 対する給付 ※ 2	健康管理手当	33,330 円	33,230 円 (▲100 円)

※ 1 この他、経過的福祉手当がある。

※ 2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

【照会先】 厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

### ①母子家庭・父子家庭などに対する給付

雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 (担当・内線) 度会 (7891) 堀内(7893)  
(直通電話) 03(3595)3112

### ②障害者などに対する給付

社会・援護局 障害保健福祉部 (担当・内線) 鈴木 (3020)  
(直通電話) 03 (3595)2389

### ③原子爆弾被爆者に対する給付

健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室 (担当・内線) 黒木 (2315) 島田 (2318)  
(直通電話) 03(3595)2207